

# 開運商法のトラブル

雑誌広告等を見て、開運グッズを購入したことをきっかけに、祈祷サービスなどの契約をさせるトラブルが増加しています。

## <事例>

テレフォンショッピングを見ていたら、運気を上げる指輪が紹介されていた。かわいいと思って1つ2200円を2つのセットなら3900円だったのでセットで注文した。商品が到着した時に願い事を記入する用紙が同封されていた。『金運上昇』と書いて送った。後日、業者から「用紙が届いた日にお焚きをしたが、あなたの用紙だけが途中で火が消えた。運勢はよいのに何かあるのではないか」と言われ高名な和尚に代わった。前世が悪いので祈祷が必要と言われ、1日6000円で60日間で36万円を支払うように言われた。運気が上昇するならと契約したが、家族に反対されたのでやめたい。契約書面にクーリング・オフの記載があった。

## ひとことアドバイス

- ・「あなたの邪気が強すぎるので、祈祷が必要である」「おはらいをすれば大金が手に入る」などと言われて高額な料金を支払ってしまったケースもあります。
- ・お金を多く支払うことで運気が開けたり幸せになったりするわけではないことを十分理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱりと断りましょう。
- ・電話で勧誘され契約した祈祷サービスや商品などについてはクーリング・オフができることがあります。
- ・不意打ちに電話で勧誘されても、すぐに契約しないようにしましょう。

